

新城市耐震改修時省エネ改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修工事等と併せて行う省エネ改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、耐震改修の促進と住宅から排出される温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、特に定める場合を除き、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号、政令、省令、告示を含む。）、建築基準法（昭和25年法律第201号政令、省令、告示を含む、以下「建築基準法等」という。）又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、政令、省令、告示を含む。）、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号政令、省令、告示を含む。）に定めるもののほか、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 指針 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成25年国土交通省告示第907号）をいう。
- (2) 住宅 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅で現に居住の用に供しているものをいう。
- (3) 窓等 指針の「2(1)外皮平均熱貫流率の基準及び(2)冷房期の平均日射熱取得率の基準」に適合する性能を有するものをいう。
- (4) 遮熱フィルム 太陽の光及び熱の一部を遮断し、屋内への熱侵入を抑制するフィルムを指し、(3)と同等の性能を有するものをいう。
- (5) 断熱材 指針の「2(3)断熱材の施工に関する基準」に適合する性能を有するものをいう。
- (6) うちエコ診断 環境省が提供する無料のうちエコ診断WEBサービスをいう。

(補助対象となる建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、新城市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「耐震改修補助要綱」という。）の補助金の交付を受けて行う耐震改修工事、又は段階的耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う住宅で、うちエコ診断を受け省エネ改修の必要があると市長が認めたものとする。ただし、同一住宅で過去に同様の補助金を受けて省エネ改修工事等を施工していないものに限る。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、耐震改修補助要綱第6条に規定する補助金の交付を受けようとする者若しくは耐震改修補助要綱第7条に規定する補助金の交付決定を受けた者とする。

(補助対象事業の種類)

第5条 耐震化促進事業補助金の交付を受け、耐震改修工事に合わせて行う省エネ改修（以下「補助対象事業」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 窓等、もしくは遮熱フィルムを設置する工事
- (2) 外壁、屋根、天井又は床に断熱材を設置する工事
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、耐震改修補助要綱第4条に定める対象工事を除くものとする。

- (1) 前条第1項各号に規定する工事に要する費用の合計額
- (2) 指針の「2外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」(3)ロ、ハ、ニに規程する工事に要する費用
- (3) 上記工事を実施するために最低限必要な部分（建築基準法等に定める建築設備を含む。）の仮設費、除却工事費、及び現状復旧工事費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（以下「省エネ改修工事費」という。）の2分の1以内で、10万円を限度とし、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修時省エネ改修補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省エネ改修工事費の詳細が明らかな工事見積書の写し
- (2) 断熱改修に使用する窓等、遮熱フィルム、断熱材等の性能を証する書類（使用材料の生産者が発行したもの、熱貫流率・日射熱取得率等の必要な情報が記載されたもの）
- (3) 省エネ改修工事の内容がわかる図書
- (4) 省エネ改修工事に関する内訳書（様式第2）
- (5) 耐震改修補助要綱による耐震改修工事等の補助金交付決定通知書の写し
- (6) うちエコ診断結果の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申込みを受理しないことができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に耐震改修時省エネ改修補助金交付決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後において次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、耐震改修時省エネ改修補助金計画変更承認申請書（様式第4）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省エネ改修工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものを除く。）

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に耐震改修時省エネ改修補助金交付決定変更通知書（様式第5）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合は、速やかに耐震改修時省エネ改修補助事業遅滞等報告書（様式第6）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、耐震改修時省エネ改修事業指示書（様式第7）により補助事業者に指示するものとする。

（補助事業の中止）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、第12条に定める完了実績報告書を提出するまでに、耐震改修時省エネ改修補助事業中止届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して40日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、耐震改修時省エネ改修補助事業完了実績報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 省エネ改修工事の内容の詳細とその費用、使用材料が明らかな図書

(2) 耐震改修補助要綱の補助金確定通知書の写し

(3) 省エネ改修工事収支計算書（様式第10）

(4) 補助対象事業にかかる費用の領収書の写し

(5) 省エネ改修工事の完了が確認できる写真。ただし断熱材等の設置等、全ての工事完了後において、確認できないものにあつては、断熱材等の設置時の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する完了日とは、補助対象事業にかかる費用の領収書発行日とする。

（確定通知書）

第13条 市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、耐震改修時省エネ改修補助金確定通知書（様式第11）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、その通知を受けた日から起算して10日以内に補助金交付請求書（様式第12）により市長に請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付

決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 12 条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 耐震改修補助要綱第 13 条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 17 条 第 8 条の規定による申請、第 10 条の規定による変更申請及び第 12 条の規定による報告については、新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年新城市条例第 1 号）及び新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 18 年新城市規則第 2 号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。